

議案第33号

令和4年度宇都宮市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度宇都宮市の水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	252,486	戸
(2) 年間総給水量	58,299,798	立方メートル
(3) 一日平均給水量	159,725	立方メートル
(4) 主要な建設改良事業		
ア 水道建設事業	662,372	千円
イ 水道改良事業	7,268,089	千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水道事業収益	11,959,627	千円
第1項 営業収益	11,225,067	千円
第2項 営業外収益	734,555	千円
第3項 特別利益	5	千円

支 出

第1款 水道事業費	9,635,678	千円
第1項 営業費用	9,075,081	千円
第2項 営業外費用	461,990	千円
第3項 特別損失	78,607	千円
第4項 予備費	20,000	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,950,261千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額679,998千円、減債積立金取り崩し額1,877,582千円、過年度分損益勘定留保資金3,993,651千円及び当年度分損益勘定留保資金399,030千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資 本 的 収 入	3,579,165 千円
第1項 企 業 債	3,084,300 千円
第2項 国 庫 補 助 金	57,801 千円
第3項 出 資 金	18,500 千円
第4項 他 会 計 負 担 金	91,895 千円
第5項 工 事 負 担 金	317,038 千円
第6項 固 定 資 産 売 却 代 金	9,631 千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出	10,529,426 千円
第1項 建 設 改 良 費	7,950,003 千円
第2項 企 業 債 償 還 金	2,559,334 千円
第3項 諸 支 出 金	20,089 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項,期間及び限度額は,次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
令和4年度 水道施設運転管理等業務委託	令和5年度	470,373
令和4年度 水道料金システム 構築業務委託	令和5年度	94,314
令和4年度 受付・検針・収納等 使用者関連サービス業務委託	令和5年度から 令和9年度まで	1,998,000
令和4年度 松田新田浄水場 薬品注入設備等更新工事	令和5年度	335,089
令和4年度 今市浄水場更新工事	令和5年度	144,612
令和4年度 陽南制御所設備更新工事	令和5年度	312,807

令和4年度 石那田配水場設備更新工事	令和5年度	192,746
令和4年度 松原制御所設備更新工事	令和5年度	171,362
令和4年度 西川田制御所設備更新工事	令和5年度	123,785
令和4年度 城南制御所設備更新工事	令和5年度	119,670
令和4年度 戸祭配水場 非常用電源設備等更新工事	令和5年度	129,850
令和4年度 高間木取水場水質計器等更新工事	令和5年度	109,000
令和4年度 今泉町地内一般県道氏家宇都宮線 老朽配水管更新工事	令和5年度	286,977
令和4年度 築瀬町地内一般国道4号 老朽配水管更新工事	令和5年度	96,730
令和4年度 上小池町地内一般国道119号 老朽配水管更新工事	令和5年度	75,908

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
水道事業費	3,084,300	普通貸借又は証券発行 借入時期は、令和4年度中とする。ただし、工事の進捗状況等により起債額の全部又は一部を翌年度へ繰り延べて借入れることができる。	5.0%以内	借入れの日から40年以内とし、その他については借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 1,367,515 千円
(2) 交際費 100 千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、2,057千円と定める。

令和4年2月25日提出

宇都宮市長 佐藤 栄一